

Ongoing in Suburbs

ルポ

郊外の現在進行形

ルポ3

Practicing Agri-life

都市の一步外へ——農的暮らしを発信する

後藤雅浩 masabiro GOTO



雨読晴耕村舎一級建築士事務所＋農場雨読晴耕村舎＋農産加工所糧工房／1965年生まれ。京都大学卒業。同大学院修了。毎日農業記録賞受賞。作品に埼玉近郊の一連のエコ住宅ほか。著作に『日本の杉で小さな家—セルフビルド新工法』（農文協）『農と都市近郊の田園暮らし』（毎日新聞）

ディベロッパーから

設計事務所との兼業農家へ

後藤雅浩さんは建築学科を卒業し大手ディベロッパーに勤務していた。現在は埼玉県羽生市で有機栽培の「商農」を営んでいる。商農とは生業としての農業とも自家用の食糧を作る自給農とも異なり、「利益をあげて仕事の一部とする」農である。奥様は東京に通勤しており、後藤さんも建築設計の仕事もしている。

後藤さんは10アール弱（一反）の畑と10アールの水田で作物を育てている。自家用以外に作っているのはバジルやライ麦といった加工品にすることを前提とした作物が中心である。新参者がノウハウもなく、小規模な田畑で作物のまま売る農業で生活を成り立たせることは難しいだろうと当初から考えていた。そこで農作物のままと比べて価格が数倍になる加工品にして売る、つまり付加価値をつけて商品化するのである。田畑からの利益



写真——後藤氏の住まいと周辺風景[pp.46-47すべて撮影：山岸剛]

は年間200万円くらいで、自家用の食糧も作っているので経済的効果は小さくない。

自営農的な暮らしを始める契機となったのは阪神・淡路大震災だった。その惨状を見て考えたのは、都市はこのままでは持続できないということだ。しかし、持続可能な社会を作ろうにも、ここまでできあがってしまった都市を作り替えるのは無理だろう。そこで、都市から「一步外に出て」暮らそうと思い立ったのである。土地探しや農業の実地研修などの準備期間を経て、現在の自営農の生活を始める。住まいは古民家「雨読晴耕村舎」である。これは、奥様の関係で縁の深かった京都大学名誉教授（化学工学）の故・吉田文武氏の生家である。住まいがなかなか見つからないときに「それならば」と貸してくれた。



郊外の現在進行形

こうした経緯や日々の生活の様子、商農を始めて営むためのノウハウは後藤さんの著書『農と都市近郊の田園暮らし』（毎日新聞社）に詳しい。

「どっちつかず」の積極的価値

農には以前から関心があった。「持続可能な社会」「循環型社会」の言葉は聞くものの、具体的な実感がなかった。農が中心の生活では身の回りで材料が循環する。それを自分の手を使ってやってみようと考えたそうだ。

都市近郊であることの意義・メリットは何か。羽生市は東京都心から60km、大宮駅まで40分、東京駅まで1時間15分ほどである。ライフスタイルを変えて「都市から少し外に出て暮らす」のには近郊がまずは良いという。近郊では耕作地は

次第に空きつつあり、農業で完全に生計を立てる人は多くないため、新参者が新しく始めるハードルが比較的低い。農地の維持にも貢献できる。そして、近郊は都心で仕事をもつこともでき、都市住民を顧客にできるという両方の意味で「都会からお金をもってこることができる」場所なのである。これは、農「業」ではなく他の仕事と並行して商農を成立させるには重要なファクターと言えよう。「どっちつかずのところが、ちょうど良い」のだと後藤さんは言う。

加工品はインターネットでの販売が中心だが、消費者と顔を合わせることも大切である。「やっぱり信頼にもなる。ネットで買うだけじゃつまらないでしょ」。そこで、自宅に併設したショップ「糧工房」を週一日、土曜日に開店する。取材したのは土曜日で、近隣の人や東京方面から来た人、建築関係でつきあいのある金物屋さんなどが入れ替わりやって来て、食品を買っては一言二言話して帰っていく。後藤さんはここを「オフ会みたいなもの」と位置づけている。

近郊開発の問題点

雨読晴耕村舎の周囲はほとんどが田畑である。だが、木立に囲まれた敷地のなかからは見えないものの、周囲には新しい建売住宅が並んだ場所や、宅地開発されることを見越して放置された農地も散在している。雨読晴耕村舎に隣接する一角も、水田に土が入れられ宅地の区画割りが済み、住宅が建てられるのを待っている。後藤さんは田畑を案内してくれる道すがらこう強調した。

「今日、絶対に言いたいことが二つあって、ひとつは農地のフォローが必要だということ。2000年に都市計画法が改正されたでしょ。34条の11だけ？」

都市計画法第34条11とは、都道府県が条例を定めれば一定の条件を満たすことで市街化調整区域であっても開発行為が認められる制度である。埼玉県における34条11運用の研究によれば、埼玉県では集落地域の活性化を目的に市街化調整区域全般がその対象となった。しかし、農

業振興地域が含まれ農地転用が許可されたことが土地利用に混乱を生じさせたという★¹。羽生市では2003年に市の市街化調整区域の5割近くがこの「11号区域」の指定を受け、第二種低層住居専用地域に建築できる建築物が立地可能となった。

「法改正のための有識者による検討会などの趣旨を読むと、きたるべき循環型社会を視野に入れた高い理想が掲げられている。ところが、農地法で守られてきたはずの土地に都市計画法がかぶってきたので、大いなる哲学と慎重な運用が必要なのに、単に農地をつぶして建売住宅を建てているのが現状。将来の子どもたちの時代に向けて取り返しのつかないことをしてしまっているのではないか、という気がしています」。

先の研究によれば、34条11の区域指定によって羽生市内の農地転用許可件数は大幅に増加し、農地並みの課税であるにもかかわらず宅地に近い価格で売却できる土地が生じた。現在は埼玉県全域で見直しが行われており、それを受けて羽生市でも指定区域面積がほぼ半減することになる★²。

都市から一步外に出る

後藤さんは、首都圏の人口3,000万人のうち2,000人が同じようにすれば、社会に影響を与えられると考えている。その根拠はどこにあるのだろうか。

「1,000人とか2,000人というのは、きっかけになる効果のある、あくまで譬えの数です。

この辺りなら、2,000万円くらいで家を買える。1,000人が動けば200億円。これは高層ビルくらいの規模なんですね。現代の産業化社会では社会的な効果があるためには、企業が動かないといけない。人口のごくごく一部でも人が動けば、高層ビル一棟くらいの経済規模になるんです。家を買って、生活を持ってくる。そうすると企業も動いて、仕事も発生する」。

そこで、後藤さんの言いたかったことの二つ目、在宅勤務の話になる。

「在宅勤務をもっと普及させたい。まだ会社にいた2000年頃には社内でも研究していたのに、いまでもそんなに一般

的ではない。在宅勤務が普通になれば、人がもっと都市の外に移動できるのに。在宅勤務ができれば、勤めながら自営農的な生活ができる。そこに幸せな生活があれば人は動くよね。子どもを育てるのだって、こっちの環境のほうがいいもの」。

古民家に住んでいる点は別として、後藤さんは普通の人が農的な暮らしに移行するノウハウを実践、発信している。先進者には多くの苦労や試行錯誤があるが、それをもとに少数しか成功できない方法ではなく、大半の人に可能な方法を発信することが社会的意義と考えているからだ。後藤さんによれば、自身の暮らし方が近郊の都市計画とライフスタイルのためのテストケースである。

「自分でやってみて、農地300坪くらいで一家の食がまかなえることはわかった。それをもとに、道路や他の機能なんかも考えてエコロジカルに暮らせる町の密度が計算できますね。それがあれば、計画することができる。羽生市の人口密度は10人／haくらいだけど、どのくらいの密度が適当なのか。そういう基礎資料になりたい。

郊外型のエコロジカルな町を考えると、ここ羽生とか、同じ距離圏で茨城なら牛久、神奈川なら平塚あたりの役割は大きい。建築には農村計画というものもあるでしょ。ところが近郊はターゲットになっていない。このあたりの範囲をどうするか、法律も含めて本気で考えないといけないと思うよ」。

(文責:伊藤俊介 [東京電機大学])



注

★1——小嶋俊洋「市街化調整区域における都市的土地利用と農業的土地利用の調整メカニズム——埼玉県における都市計画法第34条11運用の自治体を事例として」『横浜国際社会科学研究所』第13巻、第3号、2008年9月、39-61 [209-231頁]

★2——羽生市発行「都市計画法第34条第11号指定区域の見直しに関するQ&A」(平成21年3月)